２０２６年7月２１日

大阪経済記者クラブ会員各位

公益社団法人関西経済連合会

当会事務局内でのハラスメント事案への対応について

本年５月上旬、一部インターネット掲示版において、当会事務局幹部によるハラスメント行為、およびそれらが隠ぺいされているとの記事が掲載された件につきましては、会員企業をはじめステークホルダーの皆様には多大なるご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当会は、相談者のプライバシー保護、二次被害防止の観点から公表を差し控えさせて頂きましたが、上記記事の掲載に先立ち、当会と利害関係のない外部弁護士による調査の実施を決定し、しぶや総合法律事務所 渋谷元宏弁護士、渋谷麻衣子弁護士に、ハラスメント行為の有無の調査、およびそれらの評価等を依頼し、７月１日に調査報告書を受領いたしました。

当会は、外部理事を含む４名の理事により、ハラスメント行為、またはその危険が高い行為であると認定された行為に対する処分、および監督責任に対する処分について審議し、処分案を本日開催の理事会に上程いたしました。そして、理事会での審議の結果、下記の処分を決定いたしました。

なお、本調査報告書では、本事案への当会の対応において、速やかに当該事務局幹部への指導を行った点は評価されるべき、また、本事案を隠ぺいしようとする意図は特段見受けられないとの報告を受けております。

また、上記インターネット掲示板の記事については、相談者が自分によるものではないとしていることに鑑み、行為の詳細や相談者に関する情報については、公表を差し控えさせていただきます。報道機関におかれましては、相談者のプライバシー保護への配慮をお願い申し上げます。

＜処分の内容＞

対象者	処分の内容等
当会業務執行理事	事務局長の解任、および理事への降任（本日付け）
当会代表理事	当会会長による訓告

当会といたしましては、今般の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、全事務局役職員の意見等も募り、ハラスメント行為の撲滅に向けた取り組みを速やかに立案、実行してまいります。

以　上